

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東翔会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第22条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長、理事又は評議員が理事会若しくは評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会又は評議員会出席以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が理事会又は評議員会出席以外で理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (常勤理事長等の報酬)

第5条 前2条の規定にかかわらず、常勤理事長に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

- 2 常勤理事長については、当該報酬以外に、前2条に係る報酬及び実費弁償費の支出は、これを行わないものとする。
- 3 定款第16条に定める常務理事が本会の施設長を兼ねる場合は、報酬等を支払わないものとする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の運営状況について指導又は監査の業務等にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、指導又は監査の日と同一日に開催された理事会又は評議員会に出席したときは、理事会又は評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の報酬等)

第 7 条 第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬支払方法)

第 8 条 第 3 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条に規定する報酬及び費用弁償については、その都度現金をもって本人に支給する。

2 第 5 条に定める常勤理事長の報酬については、毎月末に当該月の報酬を本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(出張旅費)

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

ただし、常勤理事長については、宿泊費及びその他実費を支給し、報酬は支給しないものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第 10 条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 5 月 28 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 12 年 4 月 1 日施行の「役員の旅費及び費用の弁償に関する規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 21 日から施行する。

別表 1 (日額)

役 職	報酬の名称	報 酬	実費弁償費
理 事	理事会・評議員会出席報酬	8,000円	3,000円
評議員	理事会・評議員会出席報酬	8,000円	3,000円
監 事	理事会・評議員会出席報酬	8,000円	3,000円
第三者委員	理事会・評議員会出席報酬	8,000円	3,000円

別表 2 (日額)

役 職	報酬の名称	報 酬	実費弁償費
理 事 評議員	理事・評議員業務報酬	20,000円	3,000円
監 事	監事監査指導等報酬	20,000円	3,000円
第三者委員	第三者委員業務報酬	20,000円	3,000円

別表 3 (月額)

役 職	報酬の名称	報 酬
常勤理事長	常勤理事長月額報酬	260,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬 (1日)	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費